

## スマートフォンのデフォルト検索エンジン からみた米国反トラスト法

近年、あらゆる分野でグローバル化及び国際化が徐々に進んでおり、特にテクノロジー産業においては、サービスの対象が国境を問わないため、商業行為の影響範囲がより拡大してきている。本稿では、米国裁判所で審理された市場独占に関わる事件をもとに、米国の反トラスト法及び台湾の公正取引法について紹介する。

### 一、ケース概要

モバイル検索エンジン市場において約9割のシェアを占める米国IT企業G社は、複数のスマートフォンメーカーやインターネット関連企業に対し、高額な対価（利益の一部）を支払うことで、自社開発の検索エンジンを端末のデフォルトとして採用するよう要求していた。具体的には、取引契約において、スマートフォン端末メーカーに対し、自社が提供する検索サービス及びウェブブラウザを端末の基本設定としてプリインストールし、ホーム画面に配置するように要求していた。これにより、ユーザーは設定を変更しない限り、他社が提供する検索サービスへ切り替えることが困難となっていた。こうした行為を巡り、米国連邦取引委員会（Federal Trade Commission、以下「FTC」）及び日本公正取引委員会が調査を行い、米国司法省と米国11州の司法当局が、同社に対して提訴する事態に至った。

### 二、反トラスト法

#### （一）立法目的

反トラスト法の名称は国によって異なり、「競争法」、「独占禁止法」、「公正取引法」などとも呼ばれる。米国の場合、不文法の国であるため、「反トラスト法」は単一の法令ではなく、幾つかの法令の総称であり、時代背景の変化に伴い制定、又は補足されている。例えば、FTC法（Federal Trade Commission Act）、シャーマン法（Sherman Antitrust Act）、クレイトン法（Clayton Antitrust Act）などが長年にわたって制定されてきている。これらの法律の目的は、企業の市場占有率をコントロールし、国家の「見える手」によって適時に市場へ介入し、

---

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

自由な市場競争の秩序を維持することにある。

## (二) 規制行為<sup>1</sup>

1. 独占行為：独占行為とは、一つの業界において1社（又は売主）のみが製品やサービスを提供しており、かかる個別の経済主体又は業界での支配的地位を利用して、価格や生産量を恣意的に調整し、独占的利益を得ることである。
2. 合併行為：合併行為は、水平型合併（horizontal merger）及び垂直型合併（vertical merger）に分けられる。「水平型合併」は、類似製品を販売する競合会社同士の合併であり、コストを削減し、非効率な技術を淘汰し、より優れた管理技術を用いることで、生産効率、利益、福利厚生を向上させることが期待できる。「垂直型合併」は、川上の原料供給者と川下の製品販売者など、異なる段階にある業者間で行われ、生産性を向上させ、提携業者の開拓や交渉コストの削減というプラスの影響がある。したがって、社会的コストと社会的利便性の比重を判断する必要があり、合併を一律に禁止又は奨励すべきではないと考えられる。
3. 連合行為：連合行為は、一般的に少数の売り手しかおらず、売り手が互いの行動に注目し、影響し合う寡占市場において発生する。そのため、戦略立案において、各寡占者は、より高い利益を得るため、企業間の競争を減らし、共同でその製品やサービスの価格を引き上げ、また、生産、商品の取引、又はサービス需給の市場機能に影響を与えるために、様々な形式の談合を行う可能性がある。
4. 価格差別：価格差別とは、同一の製品又はサービスに対して消費者が支払う価格が異なる場合を指し、その価格差が生産コストの差異によって説明できないものをいう。例として、掠奪的価格設定（Predatory Pricing）が挙げられる。これはコストを大幅に下回る価格設定を行うことで市場シェアをさらに拡大し、小規模な事業者を市場から退出させ、ひいては市場競争に悪影響を及ぼす行為である。
5. 制限的契約の締結：これは、販促目的を達成するために、購入者に対し他社商品の使用を制限する契約であり、抱き合わせ販売などがこれに該当する。ただし、これらが当然に違法となるわけではない。例えば、フリーライダー（ただ乗り）<sup>2</sup>を防止するためや、市場において商品品質

<sup>1</sup> 陳琪『米国反トラスト法の紹介』、公正取引四半期刊第一巻第四期、50-63頁参照。

<sup>2</sup> 例えば、同一商品の販売店Aが、体験型サービスや購入前の丁寧なサポートの品質を重視

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

の健全な競争を確保するため、あるいは小規模事業者が新規市場で当該行為を行う場合などは、例外的に容認される。

### 三、本ケース及び結論

1. G 社の行為について、米国裁判所は、シャーマン法第 2 条<sup>3</sup>に違反する独占行為であると認定した。G 社は、独占を目的とした行為ではなく、より多くのユーザーが利用することで得られる情報をデータベースの拡充に役立て、検索エンジンの更新や最適化を図り、ユーザー体験を向上させるためであると抗弁した。ただし、米国裁判所はこれを認めず、デフォルトの基本設定はユーザーが任意に変更可能であるとはいえ、証人の証言によれば、一般のユーザーは特別な必要性がない限り初期のデフォルト設定を変更することはないと指摘した。さらに、G 社の検索エンジン市場におけるシェアは 80%以上、特定のスマートフォンやソフトウェアサプライヤーに限れば 90%にも達しており、同社が支払う（デフォルト設定要求への）多額の対価が、他社の市場参入を困難にし公正な競争を阻害していると結論付けた。
2. 台湾の公正取引法に基づくと、前述の行為は独占的地位の乱用（公正取引法第 9 条）を構成する可能性がある。また、多額の対価を支払うことで実質的に相手方に自社の検索エンジンのみの購入を要求する行為は、排他性を有しており、取引の相手方に対する不当な制限に該当し、公正取引法第 20 条第 5 号<sup>4</sup>に定める「排他的取引」に該当する可能性もある。ここでいう「排他的取引」とは、買主（又は売主）が特定の売主（又は買主）に対して、その者からのみ特定の製品を一つ又は複数購入（又は販売）することを約束する取引行為を指す。

---

して高めの価格設定を行っているのに対し、そうしたサービスを提供しない販売店 B は安価で販売している場合、消費者が A で体験だけをして、実際の購入は B で行うといった「フリーライダー（ただ乗り）」現象が発生することがある。

<sup>3</sup> 15 U.S. Code § 2 - Monopolizing trade a felony; penalty “Every person who shall monopolize, or attempt to monopolize, or combine or conspire with any other person or persons, to monopolize any part of the trade or commerce among the several States, or with foreign nations, shall be deemed guilty of a felony, and, on conviction thereof, shall be punished by fine not exceeding \$100,000,000 if a corporation, or, if any other person, \$1,000,000, or by imprisonment not exceeding 10 years, or by both said punishments, in the discretion of the court.”

<sup>4</sup> 公正取引法施行細則第 28 条第 1 項：この法律（公正取引法）第 20 条第 5 号にいう「制限」とは、抱き合わせ販売・排他的取引・地域・顧客又は使用の制限及び事業活動を制限するその他の状況を指す。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。